

【意見要旨等】

○委員

- ・今後、中学校でも道徳は教科になり、中学校3年生の教科書に心の性、身体の性など性の多様性（LGBT等）に関することが記載されている。なるべく早い段階で、できるだけ第二次性徴期が始まるまでのところで、子どもたちに“このようなこともあるんだよ、心配しなくてもいいんだよ”ということを教えるべきだと思う。中学で教えればいいというのではなく、早い段階から教えることを念頭に置いて人権教育を進めていただきたい。

○委員

- ・成年後見制度に関して、「生活や医療・福祉の利用に関する支援」と、「財産に等に関する支援」となっているが、「医療や福祉の利用に関する支援」というのは誤解を招く表現ではないか。成年後見制度はあくまで経済的な事項に関する支援であり、医療行為がされることに対する同意とかそのような支援は含まれないと思うので、誤解がないように適切な表現に修正すべきではないですか。

●事務局

- ・財産的な支援だけではなく、医療、福祉サービスの利用についても含むものとして記載させていただいています。

○委員

- ・その医療サービスの利用というのがどういうことを指しているのかが非常に曖昧で、医療を受けるということに対する意思決定という意味を含むのであればそれは違うと思います。

●事務局

- ・ご意見を踏まえ修正の有無を別途検討いたします。

○委員

- ・先般、県内の施設で経営者が知的障がいのある子どもを虐待したと報じられた。基本方針のなかでは難しいと思うが、虐待を防止する観点から、施設の経営の仕方、あるいは施設への第三者の関わり方を定めた細則を作成してはどうか。

●事務局

- ・県の障がい者基本計画の中で、具体的に虐待防止対策の推進について触れさせていただいています。経営者をはじめとした従事者、相談支援専門員等を対象とした研修の実施はもちろんですが、事業所の中でも権利擁護、虐待防止といった研修を進めていくよう支援、指導してまいります。

○委員

- ・先日、千葉県で児童虐待により、そこにはDV問題もあったようですが、児童が亡くなる悲惨な事件がありました。島根県で同様な事件が発生した場合、きちんと対応できるよう、児童相談所、DV関係の相談窓口は、千葉県の事件をしっかりと検証しておく必要があると思います。

●事務局

- ・各人権課題につきましては、各担当部局において、相談機関等を設置し相談に対応しています。今後も、引き続き様々な事例を踏まえ、人権に配慮した対応ができるよう取り組んでまいります。

○委員

- ・“島根県では、実際に発生していないので大丈夫です”ということでは決してない。障がい者の虐待についても頻繁にでてくる可能性がある。住民が冷や冷やしているというようなところもある。このあたりを真剣にとらえて対応策を検討していただきたい。

○委員

- ・インターネット上の人権侵害は通常の世界から見えにくい部分があります。起こってから初めて対応していくということになるわけで、予防というところまで手が回らない状況にあると思います。学校においても仮想空間の中で大きな人権侵害がおきて、そのまま成人になって社会にでていくという実態があるように思います。インターネット上の人権侵害についてもしっかりとア

ンテナを張っていただき対応していただきたい。次回の改定時にはさらに充実した内容になっていることを期待します。

●事務局

- ・インターネットによる人権侵害は大きな課題だと考えています。子ども達の世界でも、仮想空間の中で様々な情報が飛び交い、その結果、子どもたちに悪い影響を与えるということも考えられます。
- ・現在、同和問題に限ってですが、試験的にインターネットモニタリングを実施しております。次年度以降は、定期的実施する予定としています。いただいた意見を踏まえ、今後も引き続き重要な課題としてとらえ取り組んでまいります。

○委員

- ・高齢者の問題として、年金だけでは生活できない状況や特に過疎地における独居老人の日常生活の困難さの問題がある。様々な公的な支援があるわけですが、併せて、各地域の中で助け合い組織のようなものをつくり、相互に助け合わない日常生活が維持できない場合がすごくたくさん出てきているように思う。これも見方によっては、人権侵害といえるのではないか。行政も含め、地域で高齢者を支える制度をつくっていくことが必要だと思います。

●事務局

- ・地域での住民の結びつきが希薄になっており、高齢化が進む中で、孤立化する人が増えていると思われま。行政が支援することも必要ですが、ご意見のとおり、地域でお互いに声をかけあい助け合う仕組みをつくるのが重要だと思います。これは人権施策だけではなく、地域づくりという視点も含め、県庁の様々な部局が連携し取り組んでいくべき課題だと考えています。

○委員

- ・この問題は、県というよりも寧ろ市町村のレベルの話ではないかと思う。県の役割はひとつの方向性というか、大きな枠組みの中でどう支援していくのかということだと思う。可能であればネットワークのようなものが、県レベルでできて情報交換を行う、あるいは具体的に市町村に望むこと等なんかも検討する。そのような試みが県としてはできるのだろうという気がします。

○委員

- ・児童虐待がマスコミ等で報じられ胸を痛めています。子どもはやはり救ってやらなくてははいけない。学校での取り組みも重要だが、まずは児童相談所の役割が重要だと思う。児童相談所の対応が不適切で、結果的に命に関わる虐待が起きた事案もある。島根県にも児童相談所はたくさんあるが本当に機能しているのか実態を伺いたい。相談している子どもを助けてあげられるような児童相談所であってほしい。

●事務局

- ・県下に児童相談所は4か所あります。昨年3月の東京目黒区での児童虐待、さらに今年1月の千葉の児童虐待事案を受けて、これまで以上に気を引き締めて児童虐待に対応していこうという共通認識が関係者の間でできています。
- ・県では、児童福祉職、心理士とか専門的な職員を採用しており、児童相談所の職員の7～8割が専門職となっています。児童虐待に対応するため早急に取り組むべきことは、専門職の確保・育成と関係職員の資質向上のための研修の継続と充実です。
- ・県では、毎年、児相職員を対象とした専門的な研修を実施しています。その他に市町村の児童福祉担当の職員との合同研修も行っています。また、全市町村に、学校、警察、民生委員など児童を見守って保護する要保護児童対策地域協議会がありますが、この協議会の人たちも含めた研修も実施しています。
- ・また、国では今回の事案を受けて、専門職の増加、医師、弁護士の配置などの対策強化が検討されています。県としても、そのような動向を踏まえ、様々な観点から視野の広い対応を関係機関と連携し強力に推進してまいります。

○委員

- ・福祉施設とか介護施設の職員は多忙を極めており、人権研修をする余力のない施設もあるのではないかと思います。具体的にどのような研修を実施しているのか伺いたい。

●事務局

- ・福祉職場での職員に対する研修については、例えば、障がいに関する支援施設等では、障がいの程度に応じた支援やケアの方法などの研修を実施しています。また、人権研修であるとか虐待防止研修についても、管理者向けとか、支援員むけとか職位、職種に応じて実施しています。研修方法もグループワークなどを行い、各事業所でどのような取組をされているかを共有しながら研修をすすめるなど、効果的な研修の実施に留意しています。
- ・介護施設では職員向けに権利擁護推進研修ということで、主に管理者的な立場の方を対象に、身体拘束の防止に関する研修を実施しています。その他にも職員向けに認知症への対応などの研修を実施しています。

○委員

- ・スクールソーシャルワーカーの活動は市町村によって異なる場合がありますが、スクールソーシャルワーカーの職務内容と研修体制について伺いたい。

●事務局

- ・スクールソーシャルワーカーは県から市町村に委託して、市町村が任用しています。市町村の任用の方法によって、職務内容が決まりますが、県としては福祉の専門家という立場で子どもたちを取り巻く環境に関わるよう依頼しています。
- ・研修は、県の主催でスクールソーシャルワーカーとしてどのような活動をすればいいのかということも含め、年2回実施しています。また、スーパーバイザーが要請があれば、スクールソーシャルワーカーに助言を行う体制も整えています。